

遠隔医療と日本医師会の取組

日本医師会常任理事

釜 范 敏

遠隔医療とは、厚生労働省の定義では「情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為」とされる。例として、患者の画像診断データをやりとりし、遠隔で読影を行うなどの遠隔画像診断などが挙げられる。

遠隔医療は、地域の医師が遠隔地の専門家の知見を得られる等、大変有益であり、積極的に推進するべきだと考える。

日本医師会は、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」の中のプロジェクト「AI ホスピタルによる高度診断・治療システム」へ、評価委員会委員長として参画している。本プロジェクトは、基礎研究から実用化・事業化までを見据えた事業であるが、ここでは、遠隔画像診断をはじめ、画像データを AI により読影するシステムなどの開発が進められている。そして、従来大規模病院でのみ開発・運用が可能であった AI を、地域の医療機関でも使用できるよう、複数のシステムが搭載されたプラットフォームの構築を進めている。

本事業がさらに進展し、今後地域の医療機関にとって負担なく遠隔医療や AI の補助を受けた医療を実施できるようになることを期待している。

次に、遠隔医療の中で、医師と患者との間で、情報通信機器を使用してリアルタイムで行う診療を、オンライン診療という。

オンライン診療は、患者の医療機関へのアクセスを改善するという大きなメリットがある。半面、地方の患者が都市部の医療機関によるオンライン診療に集中するようになると、地方の医療機関の経営が厳しくなり、オンラインでは対応できない事態になったときに、地方に医療機関がないという事態が起きかねない。

そこで、オンライン診療は、解決困難な要因によって、医療機関へのアクセスが制限されている場合に、患者を日頃から診ている医師により補完されるべきものとする。

この解決困難な要因には、高度な専門的医療機関でのみ対応できる難病等について、地域の医師の同席のもと患者と専門家である医師がオンライン診療を実施するケースや、へき地や過疎地で活用するケースが挙げられる。特にへき地や過疎地においては、現在、全国各地で実証事業などが進められている。

これらの事例を全国のへき地・離島そして過疎地に展開し、超高齢社会における地域医療を守るツールの 1 つとして活用するべきである。